

紹介状なしで受診する場合の 「選定療養費」改定のお知らせ

200床以上の地域医療支援病院に紹介状を持たずに初診で受診される場合には、診療費とは別に「選定療養費」を徴収することが義務付けられています。

令和4年度診療報酬改定により、初診時・再診時の「選定療養費」を10月1日から次のように変更いたします。

令和4年9月30日まで			令和4年10月1日から		
初診	医科 歯科	5,500	医科 歯科	7,700	
再診	医科 歯科	2,750	医科 歯科	3,300	

(上記金額には消費税が含まれています)

※再診時選定療養費は、当院から他の医療機関に対し、紹介状による紹介を行なったにもかかわらず当院を再度受診される場合にいただきます。

これらの料金は国の制度改革により義務化されておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。



独立行政法人国立病院機構

京都医療センター

National Hospital Organization Kyoto Medical Center